

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（植物の運搬及び保管）について

平成 27 年 1 月 9 日 環自野発第 1501091 号  
各地方環境事務所長、釧路自然環境事務所長、長野自然環境事務所長、  
那覇自然環境事務所長、高松事務所長宛 自然環境局野生生物課長通知

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）第 4 条において、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）は原則として禁止されています。

また、外来生物法第 18 条第 1 項及び第 2 項においては、主務大臣等以外の者が行う防除について、主務大臣の確認又は認定を受けることができることとしており、確認又は認定を受けた防除に係る捕獲、採取又は殺処分に伴う飼養等は外来生物法第 4 条の飼養等の禁止の対象外としています。

近年、外来生物の悪影響に対する国民の認識の高まりもあり、地域住民やボランティア等によって特定外来生物の防除が各地で行われるようになってきています。これらの防除には特定外来生物に指定されている植物を対象にした小規模な活動が数多く見られます。このような活動においては、防除の確認又は認定を受けていることは少ないため、防除した特定外来生物を殺処分する目的であっても運搬することができず、このことが防除の妨げになっているとの指摘が一部の地方自治体などからなされているところです。

また、平成 24 年 12 月に、中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対してなされた意見具申「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」においても、「外来生物法の確認・認定を受ける必要のないような小規模の防除が円滑に進展するよう、外来生物法における運搬や一時保管等の規制の運用等について、わかりやすく適切なものとなるよう検討すべきである」との指摘がなされています。

こうした状況にかんがみ、特定外来生物の植物の飼養等に係る規制のうち、運搬及び保管に係る運用を下記のとおり整理しましたので、これを踏まえた運用を行うとともに、必要に応じ防除実施団体等に周知し、防除が円滑かつ適切に実施となるよう、引き続き指導願います。

なお、各都道府県及び各政令指定都市には、別添写しのとおり通知しましたので了知願います。

平成 27 年 1 月 9 日 環自野発第 1501091 号  
各都道府県・各政令指定都市自然環境担当部局長宛 自然環境局野生生物課長通知

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）第 4 条において、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬

(以下「飼養等」という。)は原則として禁止されています。

また、外来生物法第 18 条第 1 項及び第 2 項においては、主務大臣等以外の者が行う防除について、主務大臣の確認又は認定を受けることができることとしており、確認又は認定を受けた防除に係る捕獲、採取又は殺処分に伴う飼養等は外来生物法第 4 条の飼養等の禁止の対象外としています。

近年、外来生物の悪影響に対する国民の認識の高まりもあり、地域住民やボランティア等によって特定外来生物の防除が各地で行われるようになってきています。これらの防除には特定外来生物に指定されている植物を対象にした小規模な活動が数多く見られます。このような活動においては、防除の確認又は認定を受けていることは少ないため、防除した特定外来生物を殺処分する目的であっても運搬することができず、このことが防除の妨げになっているとの指摘が一部の地方自治体などからなされているところです。

また、平成 24 年 12 月に、中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対してなされた意見具申「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」においても、「外来生物法の確認・認定を受ける必要のないような小規模の防除が円滑に進展するよう、外来生物法における運搬や一時保管等の規制の運用等について、わかりやすく適切なものとなるよう検討すべきである」との指摘がなされています。

こうした状況にかんがみ、特定外来生物の植物の飼養等に係る規制のうち、運搬及び保管に係る運用を下記のとおり整理しましたので、関係機関への周知等のご協力をお願いいたします。

## 記

1. 特定外来生物を生きのまま運搬することは原則禁止である。ただし、特定外来生物である植物の防除を目的とした、地域住民又はボランティア等による小規模な活動の円滑な実施を図るため、以下の要件を全て満たすものについては、確実に殺処分されることが明確である上で逸出が不可能な状態を保って行われるものであり、外来生物法の「運搬」には該当しないものである。なお、これらの要件を明確化するのは、外来生物法の趣旨にかんがみ、第三者からも、外来生物法の適用を受ける行為とそうでない行為を区別できるようにし、規制の実効性を確保するとともに、不適切な運搬による特定外来生物の拡散等を防ぐ必要があるためである。

- ア) 防除した特定外来生物である植物を処分することを目的として、ごみの焼却施設等（最終処分場、収集センター等を含む）に運搬するものであること
- イ) 落下や種子の飛散等の逸出防止措置が運搬中にとられているものであること
- ウ) 特定外来生物の防除である旨、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に告知するなど、公表された活動に伴って運搬するものであること

2. また、特定外来生物を生きのまま保管することは原則禁止であるが、1. に付随して、やむを得ず発生する一時的な保管について、保管中の逸出防止措置がとられており、第三者が容易に持ち出すことができないよう実施する主体において管理され、かつ必要最小限の期間に限り行う場合には、1. と同様に確実に殺処分されることが明確である上で逸出が不可能な状態を保って行われるものであることから、外来生物法の「保管」には該当しないものである。
  
3. なお、相当の規模で継続的な事業として行われる防除については、計画的かつ効率的な実施を図る観点から、外来生物法に基づく防除の確認又は認定を受けることが適当である。

(別紙)

参考：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用（植物の運搬及び保管）により、外来生物法の「運搬」及び「保管」に該当しない（規制の対象外）例

○例 1

ボランティア団体が、参加者を募って、ある日時にある地域のオオキンケイギクの防除を行うことを企画し、ホームページへの掲載等（その他広報、チラシ等）により告知した。当日、オオキンケイギクの抜き取りを行い、抜き取ったオオキンケイギクを軽トラックの荷台に積み、ビニールシートで被覆したうえで、ごみの焼却施設まで持ち込んだ。

○例 2

自治会の主催により、地域住民に呼びかけ、ある日時に町内のオオキンケイギク防除を行うことを企画し、地域の掲示板への掲出等により告知した。当日、オオキンケイギクの抜き取りを行い、抜き取ったオオキンケイギクを袋に詰めて口を縛ったうえで、自治会員の自宅倉庫まで運搬し、直近の燃えるごみの収集日まで保管した。会員は直近の燃えるごみの収集日に定められたごみ収集所に出した。

※従前より運搬が可能な事例：

外来生物法施行規則第 2 条第 16 号の規定のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）の規定により行われる廃棄物の処理については、外来生物法第 4 条の保管又は運搬の禁止は適用されないため、例えば一般廃棄物収集運搬業者が収集し、運搬することは可能である。

なお、枯死したものは特定外来生物ではないため、規制の対象外である。したがって、例えば、防除現場において枯死させ、その後収集して運搬することは可能である。